別紙VN-S1

（作成日：平成22年８月25日）
（最終更新日：令和７年４月１日）

ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱

１　目的

この要綱は、ベトナム向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第３条に基づく衛生証明書の発行、第18条に基づく適合施設の認定及び第21条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。

２　用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ベトナム向け輸出水産食品：日本からベトナムに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品（活水産動物を除く。）
（２）最終加工施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設
（３）認定施設：最終加工施設のうち、本要綱に基づき認定されたもの
（４）認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
（５）証明書：ベトナム向け輸出水産食品のための衛生証明書
（６）輸出者：ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者
（７）加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
（８）食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
（９）施設認定担当部局：施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局
（10）都道府県等：都道府県、保健所を設置する市及び特別区
（11）規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
（12）地方農政局等：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局
（13）証明書発行機関：規制対策グループ又は地方農政局等

３　証明書の免除対象

ベトナム向け輸出水産食品のうち、次に該当するものについては、ベトナム政府により、輸出国が発行する衛生証明書の添付を免除されているため、ベトナムへの輸出に際して証明書の添付は不要である。

（１）外交目的で輸入されるもの
（２）輸出加工及び輸出生産の原材料として輸入されるもの（ベトナムから再輸出されるもの）

（３）試験用サンプルとして使用するために輸入されるもの
（４）見本市に出展するために輸入されるもの
（５）リコール又は返品されたために輸入されるもの

４　施設の認定手続

ベトナム国内での消費を目的として輸出する場合は、（１）の要件を満たす最終加工施設について（２）から（７）までにより認定等を行うものとする。なお、本手続は、ベトナム政府への登録が必要であり、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、認定を受けようとする施設の責任者はその旨了承した上で申請を行うものとする。

（１）最終加工施設の認定要件は、アからウまでのいずれかに適合し、かつ、エからカまでの１つ以上の処理を行っていることとする。
　ア　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を有し、又は第57条に基づく営業届出を行っていること。
　イ　条例に基づく食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。
　ウ　食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能であること。
　エ　頭尾等の切り落としや内臓の除去、フィレや切り身等の処理を行っていること。
　オ　乾燥、調味、加熱、塩蔵、凍結等の処理を行っていること。
　カ　食品に接触する包装処理を行っていること。

（２）認定を受けようとする施設の責任者は、（１）に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙様式１及び別紙様式２により、施設認定担当部局に申請する。

（３）施設認定担当部局は、（２）の申請を受理したときは、別紙様式３により加工流通課に報告する。

（４）加工流通課は、（３）の報告を受けたときは、必要に応じ食品監視安全課と協議し、（１）に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。

（５）加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、食品監視安全課、施設認定担当部局及び規制対策グループに、当該施設のベトナム政府による登録が完了した旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、施設認定担当部局は認定施設責任者に、規制対策グループは地方農政局等にそれぞれその旨を連絡する。

　また、規制対策グループは農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表し、公表時点以後、その施設を認定施設として取り扱うものとする。

（６）認定施設責任者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。

（７）都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、加工流通課に連絡する。

５　認定施設の認定事項の変更

（１）認定施設責任者は、認定の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式４により、施設認定担当部局に申請する。

　変更の場合にあっては、別紙様式２、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図、その他変更内容が確認できる書類を添付する（ただし、変更が施設名又は所在地の表記のみの場合にあっては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。）。

（２）施設認定担当部局は、（１）の申請を受理したときは、４（３）に準じて情報提供を行うとともに、別紙様式３により加工流通課に報告し、加工流通課等は、４（４）及び（５）に準じて手続を行う。

６　認定の取消し

　以下のいずれかに該当することが判明した場合には、加工流通課は認定施設を取り消すことができる。

（１）認定施設が、４（１）に掲げる最終加工施設の要件に合致しないことが判明したとき。

（２）認定施設責任者又は当該認定施設と関係のある者が、本要綱に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。

（３）その他相当の理由があると認められるとき。

７　証明書の発行

（１）証明書の発行申請は、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこととする。なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じ、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添１によるものとする。

（２）ベトナム国内での消費を目的として輸出する場合は、輸出者はベトナム向け輸出水産食品の輸出の都度、別添２に規定する検査を行い、別紙様式５に以下の書類を添付し、当該ベトナム向け輸出水産食品が認定施設で加工（４（１）のエからカまでの１つ以上の処理）されたこと等の誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループ又は認定施設若しくは輸出者の事業所が所在する都道府県を管轄する地方農政局等（別表参照）に、証明書の発行を申請する。

　生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

ア　別紙様式５の１の内容が確認出来る関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し等）

イ　別紙様式７（又は検査結果が適切に確認できる任意の様式）

ウ　認定施設が、食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる食品衛生監視票等の書類の写し

エ　申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

（３）証明書発行機関は、別紙様式５の１と関係書類の内容が合致していることを確認した上で、速やかに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を行った電磁的記録による別紙様式６の証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。

（４）不測の事態により、一元的な輸出証明書発給システムによる発行ができず、書面により別紙様式６の証明書原本の発行を行う場合にあっては、下記ア又はイにより交付することとし、イの場合、郵送に要する経費等は、申請者が負担するものとする。

ア　申請先（証明書発行機関）において手交

イ　郵送

（５）証明書発行機関は、本要綱に基づく証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

（６）証明書発行機関は、証明書及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から３年間保管する。

（７）証明書発行機関は、輸出者から、証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、再度の証明書の発行を行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア　証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。

イ　証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。（例：Issued in lieu of certificate No. BZ0122BVN00001 dated 31/01/2022.）

（８）以下のいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは必要に応じ関連部局の意見を聴取するものとする。

ア　提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ　過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ　その他相当の理由があると認められるとき。

８　その他

（１）輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にベトナム政府に確認をすること。

（２）認定施設責任者及び輸出者は、ベトナムの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベト

ナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（３）規制対策グループは、ベトナムの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をベトナム政府から受けるなど、ベトナム向け輸出水産食品に問題が発生したときは、輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループは、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ関連部局に対し協力を求めるものとする。

（４）令和７年３月31日までの間は、令和３年４月１日以降の日付で、都道府県等衛生部局から本要綱に基づき発行された証明書の写し若しくは関東信越厚生局から別紙VN-S1-1に基づき発行された証明書の写し又は農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程第３の１（１）、２（１）若しくは３（１）の定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写しを７（２）ウの内容を確認する書類に替えることができる。

附　則（令和４年６月27日付け生食発0627第３号・４輸国第1245号）

１　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

２　令和５年６月30日までの間は、証明書の発行申請日から遡って１年以内の日付で、この要綱による改正前の９に基づき発行された衛生証明書の写し又は農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程第３の１（１）、２（１）若しくは３（１）の定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写しを８（１）ウ及び８（２）ウただし書きの内容を確認する書類に替えることができる。

（別添１）

電子メールによる証明書の発行申請手続

１　証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

（１）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

（２）証明書は書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

（別添２）

ベトナム向け輸出水産食品の検査手順

１　検査実施者

輸出者自らが定めた適切な品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者。本要綱において「品質確認者」という。）が検査を実施する。

２　サンプリング

申請品目毎に１ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記３について、１ロットの梱包数（N)に応じて、以下に示す開梱数（n)を目安とする。

１ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
N≦150	3
150＜N≦1200	5
N＞1200	8

※　１ロットの梱包数が３に満たない場合は開梱数（n)は１とする。

３　官能検査の実施及び結果の記録

品質確認者は、輸出の都度、官能検査を実施し、下記４に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式７に結果を、衛生証明書発行申請書（別紙様式５）の「２官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、結果の記録に当たっては、検査を実施した結果等が適切に確認できれば、別紙様式７によらず任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を３年間保管すること。

４　官能検査基準

（１）水産物（冷却、凍結、切り身等の簡易な加工品）

項目	判定基準
外観	有毒魚種が含まれていないこと。 鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。 包装され、破損がないこと。
臭い	魚類特有の臭いであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。

（２）水産物（（１）を除く加工品）

項目	判定基準
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。包装され、破損がないこと。
臭い	固有の臭いであり、異臭がないこと。
組織	製品固有の性状を有すること。

※ 品質確認者は、輸出される水産物について、（１）又は（２）のほか、以下の状況についても確認すること。

１）衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。

２）申請内容と荷口が適合していること。

（別表）

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課